

名古屋市児童虐待対応支援員 募集要項

平成30年1月31日
子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

社会福祉事務所（区役所区民福祉部民生子ども課及び支所区民福祉課）において勤務する「児童虐待対応支援員」を募集します。

1 採用予定人数

4名程度

※現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

2 職務内容

児童虐待対応支援員は、主に次の職務を行っていただきます。

- (1) 社会福祉事務所に対する児童虐待通告に関し、家庭訪問を含む調査、必要な実情の把握（児童の安全確認を含む）
- (2) 児童虐待事案について、児童相談所等と情報交換を実施する等の関係機関との連携業務
- (3) 社会福祉事務所が所管する児童虐待事案について、定期的な家庭訪問などの継続指導
- (4) 児童の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ実施する必要な調査及び指導
- (5) 前各号のほか、社会福祉事務所長又は支所長が必要と認める業務

3 応募資格

児童虐待対応支援員は、次の（1）及び（2）の要件を満たすことが必要です。

- (1) 次の条件のいずれか一つを充足するもの
 - ア 児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司任用資格を有する人
 - イ 福祉・保健・医療に関する相談援助業務等に1年以上従事した経験を有し、児童虐待防止に熱意のある人
- (2) 平成30年4月1日から勤務可能な人
※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は応募資格がありません。（成年被後見人又は被保佐人・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者など。）

4 応募期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月15日（木）まで（必着）

5 応募方法

下記6の応募書類を、13の「応募・問合せ先」へ簡易書留で郵送するか、直接持参してください。（応募期間内に13の「応募・問合せ先」に到着したものを有効とします。）

- (1) 郵送の場合は、子ども福祉課あて簡易書留で郵送してください。封筒の表に「児童虐待対応支援員応募」と朱書してください。
- (2) 持参の場合は、子ども福祉課（市役所本庁舎2階）までお持ち下さい。
受付時間 応募期間中の9時～17時（土・日曜日、祝日を除く。）

6 応募書類

(1) 応募申込書（第1号様式及び第2号様式）

※第1号様式には3か月以内に撮影し、裏面に氏名を記載した写真を貼付してください。

(2) 小論文

テーマ「児童虐待対応における社会福祉事務所及び児童虐待対応支援員の役割について」

※800字以上1000文字以下、A4縦長横書き、1行目に氏名を明記。自筆・パソコン等を問いません。上記のテーマについてお書きください。

(3) 受験番号通知用封筒（長形3号 サイズ120mm×235mm）

（82円切手を貼り、自分の住所・氏名を記載したもの）

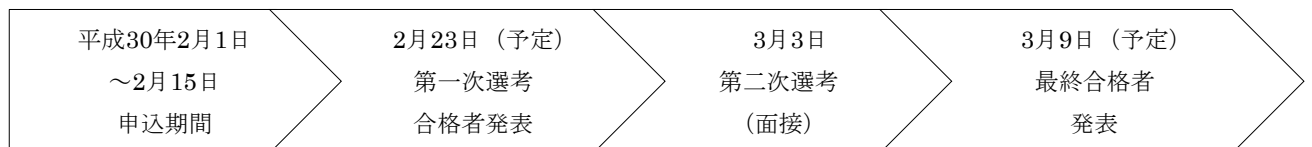
※応募書類に不備がある場合には受付けません。

※応募書類を受け付けた後、平成30年2月16日（金）（予定）に受験番号通知を送付します。

平成30年2月19日（月）を過ぎても受験番号通知が届かない方は、13の問合先までご連絡ください。

7 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試験	日程	試験内容	配点
第一次選考	2月15日（木） までに提出	申込時に提出いただく応募申込書による書類選考及び小論文による筆記試験を実施します。	150点
第二次選考	3月3日（土）	口述による個人面接試験（20分程度）を実施します。	300点

※各選考において、得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関わらず不合格となります。

(3) 第二次選考の会場及び集合時間

平成30年2月23日（金）発送予定の第一次選考結果通知に記載してお知らせします。

(4) 各選考結果の通知

第一次選考結果は平成30年2月23日（金）（予定）に、第二次選考結果については平成30年3月9日（金）（予定）に郵送にて通知するとともに、本市ウェブサイトにも合格者の受験番号等を掲載します。

なお、電話等による可否に関するお問い合わせにはお答えできません。

8 成績開示について

第一次、第二次選考の不合格者については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、口頭で成績開示請求をすることができます。

(1) 開示内容

該当者の順位、得点、選考の合格点

(2) 開示方法

市役所子ども福祉課にて閲覧（本人確認のできる写真付の証明書等を持参してください）

(3) 請求期間

選考結果通知の日から1か月間

9 委嘱（採用）

(1) 最終合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、上位4名程度を平成30年4月1日に委嘱（採用）予定です。委嘱（採用）は、平成30年度予算の議決を条件とします。その他の合格者は、欠員の状況などに応じて逐次採用されますが、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿の有効期限は、最終合格者発表の日から平成31年2月28日までとなります。

(2) 委嘱期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなります。勤務状況等に応じて最長で平成32年3月31日まで更新される場合がありますが、事業執行の状況により定数の改廃が生じた場合は更新しません。委嘱は各年度予算の議決を条件とします。

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は採用されません。

10 身分

名古屋市の非常勤職員

11 勤務条件

(1) 勤務日 勤務日及び勤務時間の割振りは、社会福祉事務所長又は支所長が定めます。

(2) 勤務時間 週30時間勤務

(3) 報酬・交通費 本市規定によります。（平成29年度 月額272,100円）

月額報酬の他、通勤費用等が支給要件に応じて支給されます。

(4) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償があります。

(5) 休暇 年次休暇のほか、忌引休暇・介護休暇等があります。

12 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

13 応募・問合せ先

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

所在地 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

受付時間 9時～17時（土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）

TEL 052-972-3979 FAX 052-972-4438